**平成２７年（フ）第９号**
愛知県田原市伊良湖町恋路浦2805番地22
債務者　糟谷　祐子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２７年（フ）第１０号**
愛知県豊川市新豊町１丁目５番地の１　レオパレス大堀206号
債務者　吉田　数規
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２７年（フ）第１２号**
愛知県豊橋市西幸町字幸22番地２　406
債務者　川村　一弘
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２７年（フ）第８号**
釧路市文苑４丁目30番15号　コーポサンシティ１－Ｂ、住民票上の住所釧路市文苑４丁目30番15号
債務者　山本　徳子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午前10時
釧路地方裁判所

**平成２７年（フ）第３号**
岩手県宮古市上鼻２丁目５番45号
債務者　前川千賀子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月23日午後１時10分
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２７年（フ）第２３号**
東京都多摩市和田1261番地24―509
債務者　大島　直美
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第２０８２号**
横浜市戸塚区南舞岡３丁目８番１号
債務者　島田　賢一
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２１４１号**
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番10―903号
債務者　平岡　昌浩
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１１８号**
横浜市旭区中希望が丘99番地３　第５山庄ビル307
債務者　押切　れい（旧氏名押切房子）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１３６号**
横浜市港南区大久保３丁目38番20号　鈴木荘101
債務者　金子　正博
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１５８号**
横浜市鶴見区岸谷３丁目４番17号　第１克文荘102号室
債務者　青島　道代
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１０４３号**
千葉県浦安市堀江５丁目24番27―101号　第２吉善マンション
債務者　石井真智子（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月20日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第２１４号**
大阪市西区新町４丁目17番27号　601
債務者　白石由次郎
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３８９号**
大阪市東住吉区杭全８丁目８番14号　森川マンション303号
債務者　小山　健二
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４号**
岡山市南区浜野３丁目12番31号
債務者　藤澤久美子（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部